

## 簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり、簡易公募型競争入札の手続を開始します。

平成 27 年 8 月 10 日

阪神高速道路株式会社  
契約責任者 代表取締役社長 山澤 倶和

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 阪神高速道路における新ビジョン等策定支援業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務目的 本業務は、会社設立 10 年を経て、今後新たなステージにおいて、さらに徹底したお客さま目線で先進の道路サービスを追求するとともに、将来の社の礎となる事業を促進するにあたり、新たなビジョンの策定と関連事業戦略の策定における支援を行うことを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙、特記仕様書によるものとする。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 18 日まで
- (5) 本業務は、あらかじめ指定する技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- (6) 本業務は、入札及び資料の提出を原則として電子入札で行う対象業務であり、電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、同基準に基づき発注者の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札は郵送による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

### 2. 選定されるために必要な要件

- (1) 単体企業又は設計共同体の要件  
技術提案書の提出者は①に掲げる要件を満たしている単体企業又は②に掲げる要件を満たしている設計共同体であること。
  - ①単体企業
    - 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
    - 2) 阪神高速道路(株)における平成 25～28 年度測量・建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の「その他業務」の認定を受けていること。

- 3) 阪神高速道路株式会社から建設コンサルタント業務等に関し、競争参加停止を受けている期間でないこと。
- 4) 技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

## ②設計共同体

### 1) 組み合わせ

構成員の組み合わせは、①に掲げる要件を満たす者の組み合わせであること。

### 2) 業務形態

イ) 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

ロ) イ) の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

### 3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

### 4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書は、別紙「設計共同体協定書」によるものであること。

- (2) 本業務における配置予定技術者の技術者資格、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。(入札説明書参照)
- (3) 入札参加者を選定するための基準

阪神高速道路株式会社契約規則第 23 条に定める指名基準による。なお、同条第 6 号の「指名競争入札に係る工事の施行又は建設コンサルタント業務等の実施についての技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種・類似業務の実績、配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務の状況等を勘案するものとする。

## 3. 総合評価に関する事項

### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、最大 90 点の技術評価点（配置予定技術者の資格、同種・類似業務の実績と評価、手持ち業務の状況、業務実施方針、実施体制、実施手順等入札説明書に記載する評価項目に応じて付与する点数）に価格評価点（入札価格を一定のルールに沿って点数化したもの）を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

### (2) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者は価格を持って入札し、提出された技術提案書の評価に応じて付与する技術評価点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値〔評価値＝技術

評価点＋価格評価点]を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること
  - ②技術提案が適正であること
- (3) (2)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高いものを落札者とするが、同点の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 履行の確認

技術提案書の内容は契約書に記載するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 担当部署

###### ①技術提案書の提出等に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社 経理部 契約課

(住所) 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

(電話) 06-6252-8121 内線 3517

(FAX) 06-6251-6930

###### ②技術提案書の作成に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社 経営企画部 新ステージ促進室

(住所) 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

(電話) 06-6252-8121 内線 3217

(FAX) 06-6252-8199

##### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

###### ①交付期間：平成27年8月10日（月）から平成27年8月24日（月）まで

上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前10時から12時まで、午後1時から4時まで。

###### ②交付方法：下記にて無償で直接交付する。

阪神高速道路株式会社 経理部 契約課

(住所) 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

(電話) 06-6252-8121 内線 3517

##### (3) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ①提出期限：平成 27 年 8 月 24 日（月）午後 4 時  
上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで。
- ②提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、ファイル容量が 2MB を超える場合は必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない）1 部を持参又は郵送（書留郵便等の記録が残るものに限る。）により提出するものとする。なお、上記 1. (6)により紙入札方式の承諾を得た場合は、必要書類一式 1 部を持参又は郵送（書留郵便等の記録が残るものに限る。）により提出するものとする。

③提出先：上記(1)①に同じ。

(4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

①電子入札システムによる入札の締め切り

平成 27 年 9 月 16 日（水）午後 5 時

②郵送による入札書の締め切り（紙入札参加の承諾を得た場合）

平成 27 年 9 月 16 日（水）午後 5 時必着

（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。郵送の宛先は、上記(1)①に同じ。直接（持参）入札は認めない。）

③開札日時：平成 27 年 9 月 17 日（木）午前 11 時 00 分

なお、開札の結果、再度の入札を行うことになった場合、下記のとおり、2 回目の入札を行う。

・電子入札システムによる入札の締め切り

平成 27 年 9 月 24 日（木）午後 5 時

・郵送による入札書の締め切り（紙入札の承諾を得た場合）

平成 27 年 9 月 24 日（木）午後 5 時必着

（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。郵送の宛先は上記(1)①に同じ。直接（持参）入札は認めない。）

・開札日時：平成 27 年 9 月 25 日（金）午前 11 時 00 分

・開札場所：1 回目に同じ

④開札場所：阪神高速道路株式会社 経理部

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書及び添付書類は返却しない。
- (4) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただ

し、病欠、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(6) 入札の無効

手続開始の公示に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者の決定は、技術提案書の提案者から競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3. の方法で決定するものとする。落札者となるべき者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も評価値の高い者を落札者とすることがある。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無。

(9) 契約書作成の要否 要。(本件は電子契約を推奨します。)

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。